

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき，平成26年度の定期監査を執行したので，その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月12日

徳島県監査委員	川村廣道
同	稲田米昭
同	原孝仁
同	南恒生
同	大西章英

1 監査対象機関及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

2 監査の結果

改善を要するものは，次のとおりである。

(1) 支出事務で適切でないもの

<徳島視覚支援学校>

キーボックス等の調達に当たり，要求担当者と発注・支払担当者との分離がなされていなかった。今後，組織的な確認を徹底し，適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。

<徳島聴覚支援学校>

木工機械移設業務委託契約等の締結において，支出負担行為決議書が作成されていなかったものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 工事の検査に係る事務処理で適切でないもの

<国府支援学校>

プール用井戸掘削工事において，履行確認が十分行われていないにもかかわらず，工事のしゅん工を承認していた。今後，組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。

(3) 契約事務で適切でないもの

<徳島北高等学校>

グラウンドさく井工事請負契約の施工業者選定において，当該工事を行う能力を有しない業者を含めるなど，不適切な事務処理が認められた。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 国府支援学校 >

プール用井戸ポンプ設置配管工事請負契約の施工業者選定において、当該工事を行う能力を有しない業者を含めるなど、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

3 監査委員の要望意見

監査の結果は以上のとおりであるが、併せて、次の意見を付す。

- (1) 収入事務や契約、給与等に関する事務処理に多くの誤りが見受けられることから、チェック体制の強化を図ること。特に、手当関係の支給要件について所属内の確認を徹底し、総務事務システムへの入力誤り等を防止すること。
- (2) 契約事務については、その必要性や効果を適切に判断するとともに、チェック体制を見直し、事務の正確性を確保すること。特に、随意契約については前例にとらわれず積極的に見直しを行い、競争原理の導入に努めること。
- (3) 会計事務において初歩的な誤りが見受けられることから、職員の事務処理能力の向上に一層取り組むとともに、事務処理に関する指導を徹底すること。

別表

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
那賀高等学校	平成27年 1月 9日
城西高等学校	平成27年 1月13日
名西高等学校	〃
城ノ内中学校	平成27年 1月14日
城ノ内高等学校	〃
徳島北高等学校	〃
板野高等学校	平成27年 1月15日
徳島科学技術高等学校	平成27年 1月19日
徳島中央高等学校	〃
城南高等学校	平成27年 1月20日
ひのみね支援学校	〃
富岡西高等学校	平成27年 1月21日
小松島西高等学校	〃
海部高等学校	平成27年 1月22日
総合教育センター	平成27年 1月23日
国府支援学校	〃
徳島視覚支援学校	平成27年 1月26日
徳島聴覚支援学校	〃
二十一世紀館	平成27年 1月27日
脇町高等学校	平成27年 2月 2日

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
穴吹高等学校	平成 27 年 2 月 2 日
川島中学校	平成 27 年 2 月 20 日
富岡東中学校	"
城東高等学校	"
城北高等学校	"
徳島商業高等学校	"
小松島高等学校	"
富岡東高等学校	"
阿南工業高等学校	"
新野高等学校	"
鳴門高等学校	"
鳴門渦潮高等学校	"
阿波高等学校	"
吉野川高等学校	"
川島高等学校	"
阿波西高等学校	"
つるぎ高等学校	"
辻高等学校	"
池田高等学校	"
三好高等学校	"
板野支援学校	"
鴨島支援学校	"
阿南支援学校	"
池田支援学校	"
みなと高等学園	"